

赤ちゃんの保険証と乳児医療証について

★社会保険の方、特別国保の方

- ①勤務先に扶養の手続きをして、保険証にお子さんの名前を入れてもらってください。
- ②名前の入った保険証と母子手帳、印鑑を持って市町村役所に届出をしてください。

★国民健康保険の方

- ①市町村役所に出生届を提出する時に、保険証と乳幼児医療証の手続きも一緒にしてください。

※赤ちゃんの誕生日から、1ヶ月以内（ 月 日）までに手続きをしてください。

※誕生日から乳幼児医療証ができてない方は、負担金をいただくことになります。

◎県外にお住まいの方は、保険診療をしている場合、2割負担になります。住民票のある市町村役所で払い戻しの手続きを、行ってください。

健康保険証の手続きは、勤務先によっては数週間かかる場合があります。

保険証が遅くなると乳児医療証の手続きが間に合わないこともあります。

そういう時には、勤務先から赤ちゃんの保険の手続き中である事を証明する健康保険資格証明証を発行してもらってください。

★資格証明書をもったら、住所地の役所の窓口で乳児医療証の手続きをして下さい。

★交付された乳児医療証と保険証、又は資格証明証を2週間健診、又は1ヶ月健診の時に、当院受付へご提示下さい。

※勤務先で資格証明証の様式がない場合は、添付の書類をご利用して頂き、資格証明証として発行してもらってください。